公益財団法人とちぎ建設技術センター役員 及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

- 第1条 この規程は、公益財団法人とちぎ建設技術センター定款第13条及び第29条 の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (定義等)
- **第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
 - (4) 評議員とは、定款第10条の規定に基づき置かれる者をいう。
 - (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13 号に定める報酬、賞与及びその他職務遂行の対価をいう。
 - (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費、通勤手当、手数料等をいう。 (報酬等の支給)
- 第3条 常勤役員には、職務執行の対価として報酬を支給する。
- 2 常勤役員の報酬は年額とし、給料及び手当とする。
- 3 常勤役員に支給する手当の種類は、期末手当その他職務遂行の対価に付随する手当と し名称のいかんを問わないものとする。ただし、栃木県職員の身分を有する常勤役員は、 公益財団法人とちぎ建設技術センター職員給与規程(以下「職員給与規程」という。) による。
- 4 非常勤監事のうち、特別の資格を有し、財産の状況等会計監査の実務及び理事の業務 執行状況の監査等を行う者には、職務執行の対価として報酬を支払う。
- 5 非常勤役員及び評議員には、その職務のため会議等に出席したときは、職務執行の対価として報酬を支払う。ただし、国家公務員法第2条及び地方公務員法第3条に規定する一般職又は特別職である非常勤役員及び評議員には支払わない。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 常勤役員に支給する報酬年額は、別表第1「常勤役員に支給する報酬年額」のとおりとし、理事会の決議により定める。ただし、栃木県職員の身分を有する常勤役員は、職員給与規程による。
- 2 前条第4項の非常勤監事に支払う報酬の額は、別表第2「非常勤監事に支払う報酬の額」のとおりとし、評議員会の決議により定める。
- 3 前条第5項の非常勤役員及び評議員に支払う報酬の額は、別表第3「非常勤監事及び 評議員に支払う報酬の額」のとおりとし、評議員会の決議により定める。 (費用の支払)
- **第5条** 役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 役員及び評議員には、理事会及び評議員会出席の都度、交通費を支払う。ただし、役員又は評議員が国家公務員法第2条及び地方公務員法第3条に規定する一般職又は特別職である場合は、その者からの請求があった場合に限り支払う。

3 前項に定める交通費は、公益財団法人とちぎ建設技術センター役職員旅費規程に定めるセンター職員の例に準ずる。

(報酬の支給方法)

第6条 第3条第2項に定める給料及び手当の支給方法は、職員給与規程に定める公益財団職員の例に準ずる。

(退職手当)

第7条 役員及び評議員が任期満了又は退任した場合の退職手当は、支給しない。

(公表)

第8条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20 条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決をもって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める ものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年3月31日から施行する。

财 目

この規程は、令和4年6月27日から施行する。

附則

この規程は、令和5年6月27日から施行する。

別表第1 常勤役員に支給する報酬年額(第4条第1項関係)

区分	報酬年額
理事長	6,200,000円以内
副理事長	5,800,000円以内
専 務 理 事	5,800,000円以内
常務理事	5,800,000円以内

別表第2 非常勤監事に支払う報酬の額(第4条第3項関係)

区	分	報酬の額	適用	
監	事	20万円/年まで の範囲内	特別の資格を有し、財産の状況等会計監査の実務 及び理事の業務執行状況の監査を行う者	

別表第3 非常勤役員及び評議員に支払う報酬の額(第4条第4項関係)

区分	報酬の額	職務の内容	適用
理 事	の範囲内	職務のため、理事会	国家公務員法第2条及び地方
監 事		又は評議員会等の会	公務員法第3条に規定する一
評議員		議に出席した時	般職又は特別職でない者